

〔論 文〕

くぶしろおちみ 久布白落実と婦人参政権運動をめぐって

— 1920年代を中心に—

嶺山 敦子*

I. 序—問題の所在と研究史

1. 問題の所在

「私の生涯に、婦人参政権問題は離れがたい一つの問題となった。それは矯風会そのものが婦選とは離れえぬ問題だからである」(久布白 1973: 164)

このような言葉を遺した久布白落実¹⁾は明治・大正・昭和時代を生きた婦人運動家である。日本キリスト教婦人矯風会²⁾(以下、矯風会)への廃娼論³⁾投稿を機に1916(大正5)年に会の総幹事に就任し、中心的役割を担っていく。久布白には「廃娼ひとすじ」という自伝があり、廃娼運動家としての側面に光が当てられることが多いが、女性の人權や福祉の実現を目指し、婦人参政権運動や性教育など様々な活動を行ってきた。しかしながら、社会福祉の歴史で研究対象として取り上げられることはあまりない⁴⁾。社会福祉の歴史において久布白という婦人運動家や婦人参政権運動を取り上げていく意義はいかなるものであろうか。久布白は「運動と福祉は矯風会の車の両輪」(高橋 2004: 9)という言葉を残しており、福祉だけでなく運動も行う必要性を説いていた。また、五味(1981: 203)は市川房枝の語りをまとめて、「長い間闘った参政権というのは、選挙権と被選挙権と公職への参加、の三つで、これが基本となっではじめて、物価の問題も社会福祉の問題も平和の問題も実現する」と記している。これらの記述からも窺えるように、社会福祉の問題はその事業への取り組みだけでは解決出来ないものが多く、実現に必要な権利や法律を獲得するための運動の積み重ねが不可欠である。このことは現

在にも通じることであり、それゆえに社会福祉史において、久布白のような婦人運動家の取り組みを分析し、いかに位置付けていくのかは重要な課題の一つなのではないだろうか。久布白自身はのちに「廃娼の為に参政権運動に邁進した」(久布白 1955a: 2)と述べたが、婦人参政権運動に取り組む原点に廃娼運動の経験があった。廃娼運動は当時の社会において弱い立場に置かれていた女性と深く関わるものであり、社会福祉の課題に通底する重要なテーマである。

2. 研究史

さて、久布白と婦人参政権運動について従来の研究はどのように取り上げてきたのだろうか。政治史など歴史学研究の分野では、婦人参政権運動に関して多くの研究が存在している(林 2001、井手 1956、鹿野 1974、松尾 1989、日本キリスト教婦人矯風会 1986、小川 1998、佐治 1986、菅原 1994ほか)。それらの中で久布白や矯風会に関する論及が多いものとして、日本キリスト教婦人矯風会(1986)、松尾(1989)、林(2001)などがある。日本キリスト教婦人矯風会(1986: 507)は、会の婦人参政権運動は「先駆者的役割」を果たしており、「関心の高かったひとびとを過激な言動ではなく、納得させるかたちをとりながら、核となるメンバーを特にキリスト教界に拡大していった」ことが特色であると記している。また久布白落実やガントレット恒子など、「語学に秀で、海外に知己を持ち、情報を得やすいリーダーたちを擁していたことも、組織上の強味」(日本キリスト教婦人矯風会 1986: 507)だと述べている。婦人参政権運動を取り上げた松尾(1989: 336)は

キーワード: 久布白落実、婦人参政権、婦選獲得同盟

* 関西学院大学大学院研究員

『婦女新聞』、『婦人新報』の調査の結果、「これまで比較的資料が出揃い、研究も多い新婦人協会よりも、ほとんど注目されていない矯風会に新しい光を当てることになった」と述べている。その中でのちに婦人参政権運動の中心的団体となった婦選獲得同盟設立において「矯風会の幹部が果たした役割の大きさ」や「久布白の類まれな人柄」（松尾 1989：386）を評価している。久布白の運動について比較的詳細に記述しているが、政治史研究としてのものであり、運動における福祉的な視点などには触れられていない。林（2001）は久布白の婦人参政権運動に言及し、久布白の法意識を考える上での原点として、三澤千代野事件と飛田遊廓問題のいずれを重視するかについて論じている。日本キリスト教婦人矯風会（1986）等の先行研究では飛田遊廓問題が婦人参政権運動に取り組みきっかけであったとされていたが、林は三澤千代野事件の重要性を指摘している。

このように先行研究は存在するが、久布白と婦人参政権運動について「運動と福祉」という視点から詳細に分析した研究は管見の限り見出すことが出来ない。久布白と婦人参政権運動に関する研究が少ない原因の一つとして、久布白が「参政権運動では矯風会はむしろ後輩である。この前新婦人協会、無産婦人同盟等治安警察法第五条の撤廃等は既に為されて居たのである」と述べた（久布白 1955b：6）ように、久布白ら矯風会が本格的に運動に取り組むまで少し時間を要したこと、また婦人参政権運動の歴史では、新婦人協会でも活動し、1930（昭和5）年に久布白から婦選獲得同盟の総務理事を引き継ぎ、戦後国会議員になった市川房枝が注目されることが多いということも挙げられる。しかしながら松尾（1989：343）が「この請願運動において、『団体としてよく協力してくれたのは基督教婦人矯風会であった』と『市川房枝自伝』（五十七ページ）は特記している」と述べたように矯風会は治安警察法第五条改正のための請願運動に積極的に協力していた。また久布白は後に他の女性運動家たちに働きかけ、運動の中心組織となる「婦選獲得同盟」（当初は「婦人参政権獲得期成同盟会」）の創立に携わり、その総務理事を5年間務めている。その果たした役割は看過できないものがある。

本研究は久布白落實研究の一環として行なうものである。先行研究を踏まえ、久布白が婦人参政権運動に関わり始めた1920年代を中心に『婦人新報』、『婦選』（婦選獲得同盟機関誌）、『婦女新聞』等の久布白の論稿、また2005年にマイクロ資料として出版された『婦人参政関係史資料Ⅰ』等の歴史的資料も積極的に活用し、久布白落實という一人の婦人運動家にとって婦人参政権問題が「離れがたい一つの問題」となっていく経緯、また運動に取り組んだ視点等を明らかにし、久布白が1920年代の婦人参政権運動において果たした役割を考察していくことを目的とする。

Ⅱ. 婦人参政権への目覚め

1. 飛田遊廓許可取消運動の失敗

1916（大正5）年、矯風会総幹事に就任後、久布白は五銭袋運動（娼娼のための募金集め）等を通して、「娼娼ひとすじ」に突き進んでいくように思われた。しかしながら飛田遊廓許可取消運動の失敗、三澤千代野事件での裁判の敗訴など早くも障壁にぶつかることになる。

16年4月15日、大阪府庁が飛田の地2万坪を遊廓敷地として許可し、その後17年10月30日まで矯風会として請願など反対運動を行なったが失敗した。久布白は、飛田遊廓の1年有余の戦いの敗北の教訓は女性が「無知」であったことであり、「法律」、「己の責任」、「社会の実情」、「罪悪の深み」、「当然与えられる権利」を知る必要があるし、教えていかねばならないと考えた（久布白 1917b：5-6）。飛田の失敗により、法律や権利に関する教育の重要性に気がついたのである。その後の矯風会全国大会では飛田の遊廓地を眺め、公娼全廃の祈禱会を行なったが、久布白は「私共も選挙権を有する迄にならなければ凡てがむなしの望となるのです」（みどり 1918：19）と発言した。また運動に失敗した理由について後に次のように記している。

之は全く我等に力なきが故である、即ち我等は国是を定むる政治に関し全く無能力者であるから、我等は是非ともこの力を得る為に祈らねばならぬ、とこの時以来、私の心の奥底に我国

五万の不幸なる婦人奴隷の解放を断行する為に、
我が国の女性が、是非とも参政の権を得ねばならぬと云う考えが強く根ざし始めました（久布白 1924e：32-33）。

このようにこれまでの廃娼運動に限界を覚え、その全国大会の後に「進んで婦人参政権の問題すらも、今や殆ど時の問題となって居る有様です」と述べた（久布白 1918：6）。また久布白（1922a：6）は「私共は滲々と悟りました、我が家を守る為に、我が息子を娘等を守る為に、母は、妻は、是非とも力を持たねばならぬ、国民として我が町を、我が居住の地を安全に保つために、一票の市民権を持たねばならぬと云う事です」と記したように、実際の経験により婦人参政権の必要を感じている。

2. 三澤千代野事件と婦女保護への視座

久布白の法律に対する意識を高めた、もう一つの大きな出来事は三澤千代野事件である。1917（大正6）年、横浜の貧家出身の三澤千代野という少女が客座敷には出さないという条件で茨城県の宿屋に下女奉公に出されたが、酌婦にされ、次々と転売され身を汚された。その母が矯風会に救済を求めてきたため少女を慈愛館⁵⁾に引き取り、その後矯風会は「我が国の娘で自ら貞操を守るの覚悟さえ在るなれば、国家は之を保護する責任ありとその信念の下にこの娘の為に試訴」（久布白 1924e：19）を起した。5年にわたる刑事訴訟であったが、微罪不検挙となる。この事件で明らかになったのは「田舎の娘等間に女中奉公と云う名の下に、又給仕女と云う名の下に事実上の人身売買が行われていること」と「貧家の娘であれば、僅々四五十円の金で、娘の貞操を勝手にして怪しまぬ、社会の状態」であった（久布白 1924e：19）。この事件において最後に大審院から同じく微罪不検挙の通知を受け取った時、「私共ははじめて、我が国に於ける、この問題に対する道徳観念の到って低級な事と、同時に婦女子の貞操保護に関する法律の不備なること」（久布白 1924e：20）が明らかになった。この事件が久布白に与えた影響は大きく、この時点で久布白の中に婦女保護の視点が存在した。婦女保護のための法律の必要性を痛感

した久布白はその後国際連盟の「婦女及び児童売買禁止に関スル国際条約」を目にする機会があり、議員や弁護士の協力を得て研究し、「婦女ノ人権保護に関スル法律案」を作り議員に托すということを行なっている（第45議会提出。審議未了、委員付託となる）。

この事件と飛田の失敗を踏まえ、「失敗に失敗を重ねて、真実学び得た事は、力の必要と云う事です、如何に正義であり、人道で在っても、其処に力が伴わなければ、其の正義も人道も実行する事が出来ませぬ」（久布白 1921b：7）と述べている。廃娼も婦人の保護も力が伴っていなければ実現することは出来ないと認識したのである。

また、「嘆願請願の百万よりも唯一票の力はより大なる」と感じた久布白（1924e：58）は20年4月の矯風会全国大会の開会式で「我が国キリスト教婦人矯風会の二大目標たる公娼制度全廃と酒造廃止とは婦人参政権獲得の暁に至りて其の成就を見得べし」（村岡 1920：19）と訴えた。婦人参政権獲得を矯風会の綱領の一つにする件で大会の承認を得る。この大会でのこと、市川と平塚の新婦人協会結成、治安警察法の法改正の請願があったことを受け、久布白は次のように述べた。

私は永い間この問題については考えて居りましたが、然しいつも尚早という感じで打ち消して居りましたが、この春我が国の職業婦人の統計を見るに及んで最早決して尚早ではない、むしろ手遅れだと云う念を強くしました。殊に私共の志す酒造全廃、公娼全廃の如き此れなくしては殆ど不可能だという結論に達して、この四月の大会には会頭の留守をも省みず、大胆に所信を披瀝した訳でした（久布白 1920b：5）。

それまで久布白は『婦人新報』において廃娼問題を中心に執筆していたが、これ以降婦人参政権に関する記事を数多く執筆していくのである⁶⁾。

3. 1920年前後における久布白の婦人参政権に関する論説

久布白は海外生活の経験の影響もあり、海外に関する記事を多く執筆するが、1918（大正7）年、英米における婦人参政権に関する記事を『婦人新

報』に掲載していた。その頃既に婦人参政権に関する情報を収集していたのである。

また、婦人参政権に関して「私共は是非この問題には婦人が進んで当らねばならぬと思って居ります」と述べ、その道程として「先ず婦人に政談演説聴講の自由と、一般高等女学校に我国の国政に関し、又政事に関し国民として必要なる課目を設けて、市民教育を施すの必要を切に感ずるものです、普選すら大正十四年説などが勢いを張る今日です、世界の犬勢を觀る時に、実に口惜しき限りですが、我国では一般人心に政事は我物なり、国政市政は我義務なりとの觀念を打ち込むには、是非ともこの教育から進まねばならぬでは有りますまいか」と記した(久布白 1920a: 4)。久布白は教育を重視しており、まずそこから進む必要性を主張していくのである。

Ⅲ. 「日本婦人参政権協会」設立と欧米視察

1. 「日本婦人参政権協会」の設立経緯

さて1920(大正9)年4月にロンドン開催の第10回万国基督教婦人矯風会大会に矯風会の主要人物であるガントレット恒子が参加、その後6月にスイスのジュネーブで開かれた、万国婦人参政権協会⁷⁾の大会に招かれ、出席した。第一次世界大戦後初の大会で東西から600あまりの代員が集まった様子を見てガントレット(1921a:12)は「参政権というものは特種の婦人のみに要求するものではなく、凡ての女性に当然与えらるべきもの」であると深く感じた。その大会で1人の婦人が「私共が四年前に参政権を持っていたらこの戦争は防ぎ得られたのではないだろうか…世界各国の婦人が参政権を得て世界平和確立のために尽力することを望む」と語ったのを聞き、今までの漠然とした婦人参政権に対する自分の考え方を恥じて、早速日本に帰って運動を起そうと決心したと後に振り返っている(ガントレット 1949:117)。ガントレット自身は平和問題との関係から婦人参政権に興味を抱いたということが窺える。この大会出席により「現在の社会を理解する上にも、私共の子どもを教育する上にも、又、矯風会の趣意を徹底させる上にも、参政権の欠くべからざるものである」という事を確信し、自分も及ばずながら力

の限りこの運動の為に尽さなければならない」と思うに到った(ガントレット 1921b: 8)。その後『婦人新報』で「英国婦人は如何にして参政権を得たるか」を連載し、イギリスの状況を紹介する。その大会上で日本も万国婦人参政権協会に加盟するよう勧められたため久布白の名を伝え、了解をとることを約束した。ガントレットはイギリス国籍のため加盟に際して日本国籍の人が必要だったのである。ガントレットは久布白に婦人参政権協会の名義人になるよう勧誘したが、久布白はなかなか応じなかった。その責任の重さから、またその年自身の夫が逝去するなど久布白にとって重大な出来事が発生した年であったことも影響していると思われる。しかしながらその後承諾し、次のように述べた。

私は自らその任に堪へない事を知つて居ります、然しながら、私は、我国の婦人特に淪落の境遇に陥られ居る婦人に対しては責任を感ずる者です、我国より公娼制度を撤廃し、海外に在る不幸なる姉妹等呼び戻し、我国の処女をして、皆少くとも武士の娘の意気と品位とに返らす迄は我が務は止まざる事を感じます。私共は、男子も女子も、共に神の子たるを信ず、と云ふ矯風会根本の信條に基き、更らに根本的に打ち込んで、我国の婦人問題に解決を与へねばなりません(久布白 1921b: 7)。

この記述から久布白は公娼制度や海外における日本人女性の売春問題など、日本の婦人問題の解決の為に婦人参政権運動に取り組む必要があると考えていることが窺える。

21年の矯風会全国大会で「公式に矯風会は(万国)婦人参政権協会に加入し、我々の働きの一として、この事を採用する事」(久布白 1921c: 7)となった。各支部で法律部を設置し、理解ある法律家を招いて研究していくことや身近な村会、市会から入って勢力を扶植して行く必要性を説いていた。7月の矯風会第1回全国常置員会では、どのようにして万国婦人参政権協会に加盟するかという議題が出され、ガントレットは速やかに会を組織する必要があると主張した。こうして矯風会内に「日本婦人参政権協会」が設立され、法律部

に属する1つの独立の会となり、全国の30余名の会員が参加した。目的は「婦人の解放、教育、経済、職業、政治上の機会の均等を確立せしむるために正当穩健なる方法により婦人の参政権を獲得する」ことであった（久布白 1922a：2）。

22年4月の矯風会全国大会で婦人参政権の協議会と議事が行なわれ、婦女保護案と請願に力を入れていくことが決められた。協会の組織方法や草案修正は委員付託となり、規則草案は5月までに各支部から意見をまとめて送ってもらうことになる。協会の組織を個人本位にするのか団体本位にするのが議論されたが、まとまらず継続審議となった（翌23年、個人本位に決定）。

2. 1922（大正11）年の欧米視察

1922（大正11）年、久布白は林歌子とともに、フィラデルフィアで開催される第11回矯風会世界大会に参加し、その後婦人参政権の研究を主な目的として欧米視察に出かけた。これは既に参政権を握った欧米の国々の状況を知るために行われたものである。7月の矯風会全国常置員会で久布白の帰国後に「日本婦人参政権協会」の組織や運動方針を定めることが決定される。

当時の久布白は「婦人の政治教育を如何にして行ふ可きかが最大の問題」（久布白 1931：111）だと考えていたため中学・専門学校を訪問し、市民教育を実施する各クラスについての研究を行ない、各都市の婦人クラブで候補者に政見発表をさせる集会に参加するなど、アメリカでは婦人の政治教育を中心に学んだ。「この旅行中自分を最も啓発してくれたのは英京倫敦の婦人参政権協会万国本部の幹事ボムバス女史であった」（久布白 1931：112）と述べたが、その後イギリスで万国婦人参政権協会本部の活動状況を見学し、他の参政権運動者を紹介してもらった。23年3月に帰朝、大講演会を開き、決意を持って今後日本に婦人参政権を取り入れるべきことを報告した。「国家も亦母を要す」と題して講演を行ない、「希くは皇天上帝の助けをもって我が国の女性の人權確立の成就せんことを祈る」と結んだ（久布白 1973：150）。この欧米視察については『婦人新報』で「拾年ぶりに故国を離れて」を9回にわたり、また「去年の今頃」を3回にわたって執筆している。欧米

視察を終え、婦人参政権獲得への意識を高めた久布白は次のように述べている。

国民禁酒と云い、男女の純潔と云い、万国平和と云い、いずれも婦人の自覚なしで出来ることは一つも有りませぬ。婦人が人として立ち、市民として立つ時に始めて成る事は万国の事実を徴して明瞭です、米、英、独、和、カナダ、オーストリア、諾威、瑞西、此等の国々は皆婦人に参政権を与えました。何処に行っても其の結果は良好です、婦人参政権は天下の大道です、遅れ馳せながら私共も全国挙って此れを求めましょう、其の運動に着手しましょう（久布白 1923b：7-8）。

久布白は各国の状況を知り、婦人参政権を獲得して初めて矯風会の三大目標の実現が可能となると確信したのである。それまでは男女間の法律改正運動への協力、会員に対する政治教育や『婦人新報』での婦人参政権に関する論説の発表等に留まっていたが、実際運動に着手することを決意した。

由来婦人参政権は、いつも人道戦と密接な関係が在ります、黒奴廃止運動と云い、禁酒運動と云い、最近平和運動と云い、いずれも世界人道にとって比類なき大々的人道戦です、今日この世紀の奴隷たる公娼制度廃止と参政権が又々手を携えて我国に於いて歩み出すのも不思議な事ではありますまい（久布白 1924d：54）。

久布白は欧米視察で学んだ海外の参政権運動に関する知見を日本に当てはめて考え、日本での婦人参政権運動に反映しようと考えていた。

23年4月の矯風会全国大会で、久布白は欧米視察の報告として「婦人参政権と世界の平和」と題し、講演を行なった。海外の例を挙げ、「我国に於ける男女の機会均等の必要」を主張し、「矯風会員がまづその先覚者たるの自覚に立ち、更に三千五百万の同胞婦人と手をとる力を合せて、我が帝国の政治が真に道徳と手をとらんがために尽くし、更に世界の同志と協力して世界の平和、世界の禁酒、世界の純潔の大目標を貫徹せん」と述

べた（千本木 1923：47）。この時点で矯風会外の婦人たちと共に取り組む必要性を感じていた。後にも1922年の渡米後に「これは国民運動だ、宗教の範囲其の他を離れ、皆一緒になってやらねばならぬ」と考えたと述べている（久布白ほか 1930：29）。また大会上で婦人参政権の運動方針について協議し、日本婦人参政権協会を個人組織に決定する。運動方針は「妻の財産権、男女道徳の平等、婦女保護法案、禁酒法律、公民権の向上をはかる」こと、「市民教育の必要」を挙げ、「対議会運動」と「教育運動」の二本柱で進むことを決定した（千本木 1923：50）。この欧米視察で久布白は禁酒の必要性にも目覚めているが、それについては稿を改めて論じていきたい。7月の第3回常置員会でも婦人参政権に関する協議を行ない、久布白（1931：121）は「この運動だけは、必ず三千五百万の婦人と共に為さねば成就せぬものである」と主張した。秋に東京市内の婦人団体を招き連合運動の相談をする計画を立てたが、関東大震災発生のため実現は一年後となる。

3. 久布白の婦人参政権観

ここで久布白の婦人参政権観をもう少し見ておくことにする。久布白は「参政権の第一義は実に機会の均等に有る」（久布白 1921d：4）と述べたが、男女平等実現のために婦人参政権運動を行なうという考えにつながる。また当時の日本婦人は何らかの形で官公職に入っており、能力の進歩と共に門戸は開かれようとしていること、婦人が既に公権を有し、使用しているのは大蔵省で営業税の審査員を選ぶ権利は男女同等であること等を知り、市町村政の知識を持ち、まずこの方面から進んでいかねばならないと久布白は考えた。既に開かれた方面から着実に進むという現実的な姿勢が窺える。当時の市町村の公民は「満25歳以上にして一戸を構え、かつ治産の禁を受けざるもの」で、久布白は婦人でこの資格を有する者は公民の義務も権利も有するべきで、婦人で戸主や世帯主の人々は当然だが、婦人の大多数を占める人妻も婦人参政権を得なければならないと考えた。独立の職業婦人と主婦ともにこれを得るよう努めていく必要があると主張した。「国家の大多数の代表的婦人が、我家を思う心を以て、我村を思い、我

町、我国を愛して之れが改善進歩を量るために力を尽す」（久布白1921d：6）、これが久布白の考える婦人参政権であった。

『婦女新聞』の婦人参政権特集号の巻頭で「婦人参政権要求の立脚点」として、「個人の要求」、「道徳的立場から」、「真の平和を将来するため」を挙げた（久布白 1923j：3-5）。平和実現のための参政権要求は「矯風会の三大モットーとしての純潔・禁酒・平和にもとづくものであるが、従来の婦人参政権運動にみられない新鮮な論点」と評価されている（松尾 1989：369）。

また「参政権運動は婦人運動の大いなる手段の一つです。これに達する為に、多くの階段を有し、又獲てからこの武器によって更に婦人の領域を開拓せらるるのです」と述べている（久布白 1923e：4）。久布白は婦人参政権獲得そのものを目的とするのではなく、あくまでも手段として婦人参政権運動に取り組むという姿勢であった。婦人参政権を得て「先ず市民としての新しき自覚に目覚め」（久布白 1923e：5）、社会に進出し、さらに公娼制度の撤廃、女性の権利の拡大などを目指していこうという考えであった。

久布白は、婦人参政権運動は権利の上から要求されていたが、「けれど、日本では、義務の上から要求するのが至当の様に考えられます」と主張した。その理由は元来日本婦人は家の中に押し込められていたため、「自分の権利を主張する事には迂闊であります、反対に義務の観念は非常に強い」（久布白 1925d：7）からだと述べている。また「国家は家庭の集合体であって、家庭に於て恰も夫と妻とが協力相協力して平和を保つ様に、国家の政治に於いても女子には女子としての任務がある。児童問題、教育問題、社会風教上の問題、その他、男子の力を及ばぬところに女子の力を持っていることは非常に多い」（久布白 1925d：7）と指摘した。この記述には現代的視点から考えると女性の役割固定化につながる等、単純に「進歩」として手放して評価出来ない内容も含まれる。だが従来用いられなかった女性の力を利用しようと考えたという点において当時としては比較的進歩的な考え方であった。

IV. 共同運動へー「婦選獲得同盟」における活動

1. 「婦人参政権獲得期成同盟会」の設立

先述の通り1923（大正12）年9月に関東大震災が発生、久布白は他の婦人運動家らに働きかけて東京連合婦人会⁸⁾を組織し、救援活動に取り組んだ。久布白（1973：169）が「大正十二年九月一日の大震災は、すべてを転倒させたが、婦人運動もたしかに一大変動をした。…はじめて東京連合婦人会なるものができたのをきっかけとして、参政権運動もはっきりとしたスタートをきった」と後に振り返ったように大震災が運動に与えた影響は大きく、これを機に婦人たちの団結も高まっていく。その後東京連合婦人会内に政治部を設け、講演会等の啓発活動や会員による研究を行なった。

24年の段階で久布白（1924a：7）はまず「我等の足許なる、最も近き市町村に於て、一個の人として又、市民として認めることを要求します」と述べ、市町村における婦人の公民権を求めている。同年の矯風会全国大会開催時には日本婦人参政権協会の会員募集に力を入れていこうという考えで、今後為すべきこととして市民教育の普及、法律・職業・教育の門戸開放、財産権の確立を挙げ、3,500万の女性に広めていくための公民教育、婦人参政権に関する書物の必要性についても触れた。これは婦人参政権叢書一『公娼廃止より婦人参政権まで』の出版で実現する。

大会の段階ではまだ矯風会外での婦人たちの合同の必要性は主張していないが、11月2日の日記に久布白は「普選は今冬政府案として出るような、震災で途絶えた運動、起さねばならぬ、どうしても婦人参政権の団体の糾合にかからねばならぬ、会の内の議も定まった、腹案も出来た。一日も猶予されない、直ぐ行動にかかろう」（久布白1928b：6）と記していた。そのように考え、代議士を訪問し、意見を交換し、その後久布白は自身とガントレットの2人の名義で市内の有識婦人たち350名ほどに手紙を出した。「婦人参政権の要求」、「市町村に於ける婦人公民権の承認」に関することと議会で婦人の要求する諸問題を相談するためである。11月13日に婦人参政権対議会運動懇談会を開き、60名の出席を得た。久布白は日本婦

人参政権協会の沿革や懇談会の趣旨について「我国に於ける婦人参政の問題は最早議論の余地なく、只実際問題としてのみ現存しているのである。故に此の際普通選挙も愈々承認されようとしている第五十議会を前にして我国の婦人が一致してこの婦人の政治的自由の獲得の為協同することが出ればそれは非常な力である」（婦人参政権獲得期成同盟会1924）と述べた。懇談会において東京婦人連合会政治部の河崎なつや山高しげり、市川房枝らと「共同の目的の為に一致してやろう」（婦人参政権獲得期成同盟会1924）となり、新団体設立を決定した。男子の普通選挙の成立を目前に「婦選なくして、何の普選でありましょうか」ということ、また「一般婦人の為に、一般婦人によって行われる婦人参政権獲得の一大運動」の必要を感じていた。数回の準備会を経て12月13日に「婦人参政権獲得期成同盟会」を設立し、その総務理事に久布白が選出された。

2. 久布白とその運動観

一方で1925（大正14）年4月の矯風会全国大会では「日本婦人参政権協会」の組織を今後いかに発達させるべきか、従来のように矯風会内に継続するか、新たな団体を作るべきかが問題となる。しかしながら決定出来ず、常置員会に一任となるが、そこでも決められず特別委員会に一任した。その後「日本婦人参政権協会」が継続することになったので、久布白は同盟会の総務理事は辞任するのでも止むを得ない旨を申し出るが、同盟会の委員たちが協会側に交渉し、協会の代表者を辞し、引き続き同盟会で総務理事を務めることになる。4月19日には「婦人参政権獲得期成同盟会」が「婦選獲得同盟」と改称し、一時的な運動連合体ではなく永続的団体となったが、「これは初めから寄合地帯です。運動の都度一致するのが得策でないかとは始めから私の持論でした」（久布白1925d：11）と述べたように久布白自身は一時的な団体を望んでおり、この時点で同盟のメンバーとの組織論の相違も存在していた。同盟が婦人参政権運動の主流となっていくが、久布白はどのような思いで運動に関わっていたのか。4ヶ月の対議会運動、宣伝運動、財務運動を振り返り、『婦人参政権獲得期成同盟会会報』に次のように記し

た。

この度の運動で最も力をそそいだ事は、婦人一般の一致した運動でありたいと云う事でした。それ故此度の会に参加したものは、思想におき、職業におき、宗教におき、従来とても一致の行動を執る事の困難と思わるる方も、皆悉く小異を捨てて大同につき、唯一つの婦人参政権獲得を目的として進みました。又会名を一つにし得ざる普通運動の他の団体ともその行動に於いて出来る限り一致の方針を取る事につとめました……婦選が完全に獲得せらるるまで、絶えず議会に向かって運動を継続すると同時に、全国の婦人に、政治について其の知識及び理解を普及し徹底するまで継続せねばなりません、職業や階級や都鄙の別なく、所謂三千万の婦人が国政に対して我がことと云う自覚を得るまで、押し進められねばなりません（久布白 1925a：1）。

久布白は議会運動だけでなく、あらゆる層の女性たちに対し政治教育を行なう必要性を感じている。また『婦人新報』で日本婦人参政権協会の発達は継続していくが「各自個人として、この新しき一団（筆者注：婦選獲得同盟）と一つになり、少なくとも来る議会即ち第五十議会に対しては、団結して一致の運動を取り女性の名の下に行動と共にしたい」（久布白 1925b：9）と述べた。他にも「参政権は国民大の問題です。之には宗教・無宗教の別は有りませぬ」（久布白 1926：7）と述べており、これらの記述から久布白はキリスト者で矯風会の人間だが、広い視野を持ち、宗教や思想を超えて様々な立場の女性たちと団結して、運動に取り組みたいと考えていたことが窺える。

市川（1929：5）は矯風会大会傍聴記で「（久布白は）日本婦人参政権協会は当然新しく生まれた婦選獲得同盟と合同すべきものとの解釈から金沢に於ける矯風会大会（筆者注：1925年）にその提案をした所、反対があつて遂に今日に到っているがその考え方は今も同様であるとして声涙ともに下るの熱心で述べられた」と記した。同盟の会員は「当時271名、内約200名は矯風会員」（日本キリスト教婦人矯風会 1986：529）であり、矯風会内で久布白は「日本婦人参政権協会の解体、同盟への合流」（日本キリスト教婦人矯風会 1986：

529）を唱えていた。しかしながら反対もあり協会は独自の運動もないまま他団体との共同運動には名を連ねながら存続していく。

3. 久布白の政治観の形成

男子の普通選挙法成立の1925年に久布白は「全般的政治教育の必要性」を主張し、次のように述べている。

政治は、我々の生活そのものでなければなりません。即ち私共に生活の安定を与える基礎、唯に生命財産の安全を保証する、警察権のみでなく、我等の職業より危険を除き、又失業の不安を除くもの、我等の収入額に最低額を定めて、生活の必然的の墮落を未然に防ぐもの、母子の身体の保護、市町村の衛生設備、教育設備、道路、住宅、食糧万端に渡って、今日の政治なるものは、其職責を有し又権利を有するものです（久布白 1925c：10）。

久布白は、政治は幅広く自分たちの生活問題を支える身近なものであると捉えている。従来一般的に政治と考えられたのは政党の争いであるが、久布白は政治に対して根本思想に変化・進歩が起らなければならないと考えていた。

27年の矯風会全国大会では最終日に日本婦人参政権協会の議事が行なわれた。婦人参政権協会と婦選獲得同盟の役割の重複についても議論されたが、久布白は共に力を合わせる必要性を訴えた。久布白は普通選挙について次のように記述している。

普選は最上の政事教育なりと云う事だ、此度の如き言論戦としては特に著しく感ぜられる。与党の総理を始め三大臣、四大臣打ち揃っての地方の大講演会は勿論、民政党の全国行脚と云い、無産政党は云うも更なり、各政党が其雄をすくって全国各都市、郡部町村まで大々的政談演説はいやでも全国民を教育せずには止む事は出来ぬ。これ程身にしみた政治教育は無い（久布白 1927：1）。

28年2月に普通選挙法成立後初めての総選挙が

あったが、『婦人新報』359号（2月号）で普選の特集を組む。久布白（1928a：5）は「女子を除いた国民半数の選挙」であることを強調しつつ、「数年来特に、我が矯風会の運動は、禁酒にをき又、娼妓にをき日一日と政治運動と離る事が出来なくなった」、「神の御旨を世に為さんとするに、之れを単に教会の門内に止めず、此れを国家の風俗習慣、政治法律にまで到達せしめ、即ち全く国を神に捧ぐるに、我等の運動は政治を他所に見て之を為すことは出来ない、何処々々までも政治の内に入り込まねばならぬ」（久布白1928a：3）と述べている。また「伝道を選ぶが故に政治を除外せねばならぬ時代ではない。政治は国民のものだ、政治は民衆のものだ、大工も左官も皆一票の持主だ、我等の日常生活の一部となって仕舞ったのだ、此の際生活の全部に対し、人格の全部に対し責任を有する牧師伝道者がこの点だけを除外してよい筈がない」（久布白 1928a：5）と記したように、普通選挙を目前にキリスト者も政治に関心を持つ必要性を繰り返し訴えた。

1929年、議会運動を振り返り、久布白は次のように記した。

特に今年我々が学ぶことは、全国各地に於いて、その土地々々の選出代議士に、周到なる注意を払うの必要である。其の改選期におき、また其の政見発表の際に於いて、明らかに禁酒、娼妓の問題に関して其の言責を得ておくの必要がある・・・又同志代議士を、一方我等は、有ゆる合法的方法により援助せねばならぬ。其の最も大なるものは、輿論の喚起であらう。これが為めには、中央は勿論、全国津々浦々に到るまで新聞、雑誌、ピラ、演説会等、有ゆる方法を以って之れが声援を為すことである。個人的手紙、電報等も亦、決して無益でない。即ち我等の代議士たることを、事実において証明し、且つ又自覚して貰うことである（久布白 1929：7）。

婦人参政権を獲得していない現段階で有効な策は同志の男性の代議士を応援することであり、その具体的方法についての考えを述べているが、他の婦人運動家たちとも共通の見解である。この年の矯風会全国大会には婦選獲得同盟から市川房

枝、藤田たき、塩原静が出席している。協議の中で矯風会と他団体の関係をめぐり日本婦人参政権協会を解体すべきか継続すべきか意見が二分したが、会での採択の結果、キリスト教的旗色明らかな協会を存続することに決定した。

4. 婦選獲得同盟総務理事の辞任

1930（昭和5）年2月に総選挙があったが、久布白は『婦人新報』で総選挙と婦人の関係について「第一は、我党の者が欲しい。第二は、買収を止め度い。第三は棄権を少なくし度い。この三つは我等婦人としても直接間接に考えて見たい、又出来るだけやる必要がある」（久布白 1930a：6）と述べた。そして婦人の間に政治の根本である一票の力について教育運動を起こす必要性を主張し、総選挙が日本婦人の政治的責任を喚起する一步となるようにと矯風会の会員たちに訴えかけた。

4月の矯風会全国大会では日本婦人参政権協会が矯風会と全く別個のものか、法律部の一部かという根本的問題に関する議論が沸騰する。そして「婦人参政権協会は我が日本に於ける婦選運動の促進に資せんため他の婦人参政権団体と協同援助を辞せざること」が決議された（日本キリスト教婦人矯風会 1930：30）。協会の新任理事としてガントレット、小崎、久布白、古田、川崎、井深、千本木、宮崎、時田が選ばれた。そのような中で第58議会に対峙し、同4月に第一回全国婦選大会も開かれている。総務理事である久布白は議事の座長になり、大会では婦選獲得促進の方法、政治教育普及の方法、獲得後の行使などが協議されている。第58議会で婦人公民法案は衆議院本会議で初可決されたが、貴族院で審議未了となった。

日本婦人参政権協会の陣容を立て直すため30年6月9日矯風会理事会で久布白の進退を決め、翌10日に久布白は婦選獲得同盟の総務理事を辞任する旨の声明を協会に提出した。これを機に日本婦人参政権協会は「日本キリスト教婦人参政権協会」と改称した。その後婦選獲得同盟の総務理事には市川房枝が就任するが、市川（1930：8）は「日本婦人参政権協会がキリスト教をモットーとして矯風会内に立て籠ることは退歩であり、本人並びにその団体の意志にそむいて久布白氏を引き戻したことは全日本の婦選運動をかへり見ずして自ら

の団体を樹てるに急であるのそしりを免れないであろう」と会を批判した。この件について矯風会百年史でも婦選獲得同盟と矯風会の二つの団体の狭間にあった久布白について記述している⁹⁾。先述したように同盟内で組織論の相違はあったが、「職業や階級や都鄙の別なく、所謂三千万の婦人」、「婦人一般の一致した運動」（久布白 1925a：1）という言葉を繰り返して用いたこと、「婦選運動は宗教を超えて全日本婦人の運動でなければならぬと信じて創立に参加」（XXX 1930：11）したことから考えても久布白自身は共同運動に他の婦人たちと取り組んでいきたいと思っていたことが窺える。しかしながら、矯風会が日本婦人参政権協会を立て直すにあたり、久布白を引き戻す必要があった。久布白個人と矯風会という団体の意志にも相違があったと思われる。婦人参政権運動に本格的に取り組む以前から「私は何故に全国のキリスト教徒が結束して、この普選運動を起さないか不思議でなりません」（久布白 1921a：3）と述べていた久布白は同盟の総務理事辞任以降、キリスト教界への働きかけを中心に行なっていくことになる。

V. 結びにかえて

以上、1920年代を中心とし、久布白と婦人参政権運動について分析を行ってきた。「『なかなか納得しない代わりに、今度自分が斯うと信仰すればどうしても人を動かさないでは置かないのが久布白さんだ』という既に定評のある久布白夫人」（宮川 1925：24）という記述がある。様々な経験からその必要性を心から納得し、矯風会内に留まらず宗教や思想の違いを超えて人々に働きかけ、久布白にとって婦人参政権が「離れがたい一つの問題」となっていく。

まず久布白が婦人参政権に関心を持ったきっかけに公娼制度や婦女売買に対する問題意識があった。柿澤（2004：7）による「運動にとって現場と連携すれば運動の焦点が的確に捉えられます。福祉現場にとって利用者援助に必要なこと等、法律による解決なくしてできないことが多くあります。それらに対する要請運動は大きな力となります」という記述があるが、久布白は「法律によ

る解決なくしてできないこと」（娼娼や婦女保護）を飛田遊廓許可取消運動と三澤千代野事件から痛感した。久布白の取り組んだ婦人参政権運動にはその根底に常に婦人の権利保護への意識や「婦人向上の一念」（久布白 1953：2）が存在していたのである。また後に「売淫公認の反対とか、小児虐待の禁止とか、老病人の保護とか母子保護法の完備とか人間として当然せねばならぬ」、「法として実施せしめようとするときに、婦人の一票は力となり、又輿論の声となって、国家として之を実施せしむる動力となる」（久布白 1934：1）と述べているが、婦人問題だけでなくこのように幅広い福祉的な視点も存在していた。

また久布白は特に教育によって女性たちに婦人参政権の必要性を伝え、女性たちが力をつけていくことが必要だと考えていた。こういった運動の方法は当時の女性の広い意味でのエンパワメントにもつながるのではないかと。

久布白は創立時から総務理事辞任時まで婦選獲得同盟の中心的役割を果たしていた。様々な組織の女性たちに働きかけ、共同運動の基盤を創ったのは久布白である。婦人参政権運動の共同運動の先駆者と位置付けることが出来るのではないだろうか。松尾（1989：386）は同盟会結成が成功した理由について「普選がいよいよ日程に上り、次は婦選という期待感を先進的婦人が一様に抱いたことが、その基礎にあるとしても、具体的には矯風会の幹部が果たした役割の大きさに注目する必要がある」、「矯風会で婦選運動の責任者となった久布白の類まれな人柄があった」と述べたこと、また久布白から総務理事を受け継いだ市川（1974：238）が「久布白氏と私とは五カ年半……獲得同盟の総務理事と会務理事という関係で一緒に運動をしてきた……久布白氏の場合は、私の足りないものを補ってくれ、私は十二分に活動させてもらった」と述べたことからわかるように、同盟結成時、また初期の活動において久布白の果たした役割は大きかった。久布白の宗教も思想も異なる人々と協働・連帯していく姿勢がこれらの評価につながっているのではないだろうか。

また久布白は同盟の総務理事とされたとき、「何よりも先ず会の信用」を考え、共同運動に携わった他の婦人運動家たちに対し、「いやしくも重要

な地位にある人びとには指一本させない意気込み」(久布白 1955b: 6) を持っていた。ある代議士が運動に関わる女性を侮辱する発言をした際も事実を確かめた上で翌朝宿所を訪ね、その発言を訂正させている。同盟の中心であった金子(1939: 10)は「久布白さんが何かというと中央委員全部の人を抱え込んで絶対に責任を持つと言って下さった、この事は本当に肝に銘じています」と後に同盟の座談会で振り返っている。のちに久布白自身(1973: 174)は「みずからが口火役となり、大同団結にいたって産み出したこの婦選獲得同盟の中枢に、しかし最後まで関係することが出来なかった」と述べているが、久布白がいたからこそ社会における会の信用も保たれ、初期における活動が円滑に進んでいったと言えよう。運動の成功のためには社会全体の理解を得ることが不可欠であり、重要な姿勢である。1930(昭和5)年に久布白が婦選獲得同盟総務理事を辞任した件については無産婦人との共同に対する矯風会の態度など複雑な問題を孕んでいるが、今後の課題としたい¹⁰⁾。

はじめに記したように、「運動と福祉」という課題は現在においても存在するテーマであり、久布白が行なった様々な活動から運動と福祉の関係を分析していくことは歴史研究からの重要な示唆となるのではないだろうか。そのような視点を持ち、今後も久布白落実研究の可能性を模索していきたいと思う。

【注】

- 1) 久布白落実は1882年12月、熊本県で生まれた。女子学院での生活を経て、ハワイやアメリカでの海外生活を経験。久布白直勝と結婚し、日本に帰国後の1915年、『婦人新報』の記事に刺激を受け、自らの廃娼論を矯風会本部に送る。16年に矯風会の総幹事に就任後、久布白は廃娼運動や婦人参政権運動等に取り組み、矯風会の中心的役割を担っていく。戦後は売春防止法の成立に尽力し、62年から71年までは矯風会の会頭も務めた。72年10月に89歳で死去。
- 2) 日本キリスト教婦人矯風会は、1886年12月6日、矢嶋楯子ら56人のクリスチャン女性によって発足(当初は「東京婦人矯風会」)。現在も「平和」、「性・

人権」、「酒・たばこの害防止」を三大目標として活動を続けている。

- 3) 久布白落実(1916)「立て戦闘は将来にあり」『婦人新報』223。
- 4) 久布白を取り上げた社会福祉の文献として、池末美穂子(1972)「久布白落実」。五味百合子編著『社会事業に生きた女性たち—その生涯としごと』ドメス出版、高橋喜久江(2001)『福祉に生きる 久布白落実』大空社、松倉真理子(2006)「第3章 久布白落実—廃娼と女性の福祉」。室田保夫編著『人物でよむ近代日本社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房、等が存在している。
- 5) 矯風会は1894年に身売りの可能性がある貧しい女性を対象に、保護・教育・自立支援などを行うため、「慈愛館」を設立。現在は「慈愛寮」となり、生活困難やDV等で援助を必要とする妊娠8ヶ月～産後5ヶ月の妊産婦と、同伴の乳幼児が利用している。
- 6) 1921年から30年までの主な記事を挙げると次のようなものがある。
久布白落実(1921)「婦人参政権とは何ぞや」『婦人新報』286号、(1922)「日本婦人参政権協會」292号、(1925)「日本婦人参政権協会の一ヵ年」324号、(1925)「全国的政治教育の必要」329号、(1925)「婦人参政権運動を顧みて」334号、(1929)「婦人と公民権」「公民となつたなら」371号、(1930)「総選挙と婦人(社説)」「婦選史上を飾る人々」「民法刑法改正法律案」383号、(1930)「婦人参政権運動に関して(社説)」388号、(1930)「完全公民権か制限公民権か(社説)」389号、(1930)「全国町村の婦人は公民権を要せざるか(社説)」391号。
- 7) 万国婦人参政権協会の歴史は1902年に始まる。同年、全米婦人参政権協会(The National American Suffrage Association)は年次総会を開こうとしていたが、国際協力の道を模索し、ヨーロッパ各国の参政権獲得団体を招待した。最初の国際会議が開かれ、国際団体の組織を設立した。その後、国際会議から独立し、「国際婦人参政権獲得同盟(International Women Suffrage Alliance)」が設立された。
- 8) 関東大震災後、東京市より5歳以下の子どもに牛乳配給をするために100人の婦人を手配して欲しいという依頼があり、久布白は引き受けた。婦人

団体の団結の必要を感じた久布白は各界の婦人たちに援助を求め、9月28日に大久保の矯風会婦人ホームに約30名の代表者が集まり「児童殊に乳児及び母性の保護」を目的として婦人団体の連合会である「東京連合婦人会」が成立。社会・授産・政治・労働・教育の5つの部に分かれ、震災直後は様々な活動に取り組んだ。

- 9) 「団体をつくる産みの苦しみを担い、五年半にわたって代表者をつとめ、自分が不在中の会議でも出席者全員から総務理事に選挙される信望があったにもかかわらず、婦選獲得同盟と矯風会の二つの団体のはざまにあって選択を余儀なくされたといえよう。婦選獲得同盟内規の『同一目的を有する二団体の役員を兼ねることを得ず』が直接の引き金であり、遠くは同盟創設時の組織論の差、近くは矯風会の日本婦人参政権協会存続決定などが久布白を辞任に追いこんだ」(日本キリスト教婦人矯風会 1986: 538-539)。
- 10) 井手 (1956: 22) は「この間の事情は、無産政党との接触を恐れたため」と記し、鹿野 (1974: 81) は「矯風会の申し子というべき久布白のこの突然ともみえた決意の裏には同盟の行動への、おそらくはみずからをふくめて矯風会内部の潜在的な不満があった」こと、「婦選運動が同盟ベースではこぼれていることへの不満」、「無産運動との連携色をつよめはじめた同盟に、一線を画そうとするうごきが表面化したことにはかならない」と指摘している。そのような指摘を踏まえつつ、筆者自身は現時点においては久布白の執筆した論文などを分析した結果、矯風会と久布白の意志に相違があり、久布白自身は共同運動を継続したかったのではないかと考えている。

【参考文献】

- 婦人参政権獲得期成同盟会 (1924) 「創立準備委員会趣意書」。(財) 市川房枝記念会所蔵・編集・制作 (2005) 『婦人参政関係史資料 I 1918-1946』日本図書センター。
- 婦人参政権獲得期成同盟会 (1925) 「第一回中央委員会」。(財) 市川房枝記念会所蔵・編集・制作 (2005) 『婦人参政関係史資料 I 1918-1946』日本図書センター。
- ガントレット恒子 (1921a) 「万国婦人参政権大会報告」『婦人新報』281, 11-12。
- ガントレット恒子 (1921b) 「英国婦人は如何にして参政権を得たるか」286, 8-12。
- ガントレット恒子 (1949) 『七十七年の想ひ出』植村書店。
- 五味百合子 (1981) 「最終講義 市川房枝—その人」『社会事業研究所年報』17。 林千代編 (2009) 『五味百合子女性福祉論集』ドメス出版。
- 林葉子 (2001) 『『市民』が『国民』になるとき—久布白落実における『ホーム』論の転回』『キリスト教社会問題研究』50, 1-30。
- 市川房枝 (1929) 「婦人矯風会と参政権運動—矯風会大会を傍聴して—」『婦選』3(5), 5。
- 市川房枝 (1930) 「婦選運動の近状を論ず」『婦選』4(6), 5-8。
- 市川房枝 (1974) 『市川房枝自伝』新宿書房。
- 井手文子 (1956) 「日本における婦人参政権運動」『歴史学研究』201, 12-23。
- 柿澤路得子 (2004) 「女性福祉を担いつづける矯風会」『婦人新報』1248, 6-8。
- 金子しげりほか (1939) 「婦選の思い出を語る」『女性展望』14(4), 7-12。
- 鹿野政直 (1974) 「婦選獲得同盟の成立と展開」『日本歴史』319, 68-85。
- 久布白落実 (1916) 「公娼廃止と飛田問題」『婦人新報』232, 5-8。
- 久布白落実 (1917a) 「大阪飛田洗滌運動」『婦人新報』239, 4-7。
- 久布白落実 (1917b) 「嗚呼飛田遊廓」『婦人新報』244, 2-6。
- 久布白落実 (1918) 「第二十六回大会」『婦人新報』253, 6-8。
- 久布白落実 (1919a) 「婦人と人権」『婦人新報』267, 3-5。
- 久布白落実 (1919b) 「婦人の権利と公娼制度」『婦人新報』268, 1-4。
- 久布白落実 (1920a) 「民族を担ふて世界へ」『婦人新報』270, 3-6。
- 久布白落実 (1920b) 「動爛の中心に立ちて」『婦人新報』279, 3-6。
- 久布白落実 (1921a) 「基督教婦人矯風会の本領」『婦人新報』281, 2-5。
- 久布白落実 (1921b) 「大正十年の大会を迎へんとし

- て』『婦人新報』282, 4-7。
- 久布白落実 (1921c) 「第二十九回大会」『婦人新報』284, 4-7。
- 久布白落実 (1921d) 「婦人参政権とは何ぞや」『婦人新報』286, 4-6。
- 久布白落実 (1922a) 「日本婦人参政権協会」『婦人新報』292, 2-8。
- 久布白落実 (1922b) 「何故に渡米するか」『婦人新報』297, 2-5。
- 久布白落実 (1922c) 「拾年ぶりに故国を離れて」『婦人新報』301, 18-23。
- 久布白落実 (1922d) 「拾年ぶりに故国を離れて (第二信)」『婦人新報』302, 18-23。
- 久布白落実 (1923a) 「拾年ぶりに故国を離れて (第三信)」『婦人新報』304, 22-27。
- 久布白落実 (1923b) 「只今帰りました」『婦人新報』306, 2-8。
- 久布白落実 (1923c) 「拾年ぶりに故国を離れて (第四信)」『婦人新報』306, 23-30。
- 久布白落実 (1923d) 「拾年ぶりに故国を離れて (第五信)」『婦人新報』307, 20-25。
- 久布白落実 (1923e) 「我等の称ふる婦人参政権」『婦人新報』308, 2-5。
- 久布白落実 (1923f) 「拾年ぶりに故国を離れて (第六信)」『婦人新報』308, 24-30。
- 久布白落実 (1923g) 「拾年ぶりに故国を離れて (第七信)」『婦人新報』309, 23-26。
- 久布白落実 (1923h) 「拾年ぶりに故国を離れて (第八信)」『婦人新報』310, 29-33。
- 久布白落実 (1923i) 「拾年ぶりに故国を離れて (第九信)」『婦人新報』312, 35-38。
- 久布白落実 (1923j) 「参政権要求の立脚点」『婦女新聞』309, 3-5。
- 久布白落実 (1924a) 「市民としての婦人」『婦人新報』313, 4-7。
- 久布白落実 (1924b) 「去年の今頃 (一)」『婦人新報』313, 27-31。
- 久布白落実 (1924c) 「去年の今頃 (二)」『婦人新報』314, 28-31。
- 久布白落実 (1924d) 「去年の今頃 (三)」『婦人新報』315, 20-25。
- 久布白落実 (1924e) 『公娼廃止より婦人参政権まで』日本婦人参政権協会。
- 久布白落実 (1925a) 「本会の創立より大会まで」『婦人参政権獲得期成同盟会会報』1, 1。
- 久布白落実 (1925b) 「日本婦人参政権協会の一ヶ年」『婦人新報』324, 8-9。
- 久布白落実 (1925c) 「全国的政治教育の必要性」『婦人新報』329, 9-12。
- 久布白落実 (1925d) 「婦人参政権運動を顧みて」『婦人新報』334, 10-11。
- 久布白落実 (1926) 「第三十五回大会を迎えて」『婦人新報』336, 7。
- 久布白落実 (1927) 「普選による府県会議選挙を見て」『婦選』1(9), 1。
- 久布白落実 (1928a) 「国民半数による総選挙」『婦人新報』359, 2-5。
- 久布白落実 (1928b) 「ある日の日記 婦選獲得同盟五年目の夏」『婦選』2(7), 6-7。
- 久布白落実 (1929) 「第五十六議会運動の跡を顧みて」『婦人新報』373, 6-7。
- 久布白落実 (1930a) 「総選挙と婦人」『婦人新報』383, 6-7。
- 久布白落実 (1930b) 「婦人参政権運動に関して (社説)」『婦人新報』388, 6-7。
- 久布白落実 (1930c) 「久布白落実氏愈々婦選総務を辞任 (声明書)」『婦人新報』388, 8。
- 久布白落実 (1930d) 「婦選獲得同盟の役員を退くに際して」『婦人新報』388, 9。
- 久布白落実ほか (1930) 「婦選座談会—地方代表を迎えて—」『婦選』4(1), 21-30。
- 久布白落実 (1931) 『新日本の建設と婦人』教文館。
- 久布白落実 (1934) 「1934年の主張」『日本基督教婦人参政権協会会報』4, 1。
- 久布白落実 (1953) 「石の上にも三年」『婦人と日本』23, 2。
- 久布白落実 (1955a) 「あれから十年これから十年」『婦人と日本』43, 2。
- 久布白落実 (1955b) 「婦選運動十年」『婦人と日本』46, 4-7。
- 久布白落実 (1973) 『廃娼ひとすじ』中央公論社。
- 児玉勝子 (1985) 『婦人参政権運動小史』ドメス出版。
- 児玉勝子 (1990) 『十六年の春秋—婦選獲得同盟の歩み』ドメス出版。
- 松尾尊兌 (1989) 『普通選挙制度成立史の研究』岩波書店。

- みどり (1918) 「大会の印象」『婦人新報』250, 18-19。
- 宮川静枝 (1925) 「婦人参政権獲得期成同盟会に就いて」『婦人新報』325。
- 村岡花子 (1920) 「基督教婦人矯風会第二十八回大会記録」『婦人新報』273, 18-27。
- 日本キリスト教婦人矯風会 (1930) 「長野市に上がる矯風の叫び 第三十九回大会雑記」『婦人新報』386, 26-31。
- 日本キリスト教婦人矯風会 (1986) 『日本キリスト教婦人矯風会百年史』ドメス出版。
- 小川崇 (1998) 「戦前期婦人参政権獲得運動に関する考察—婦選獲得同盟の『政治教育』活動—」『日本社会教育学会紀要』35, 47-56。
- 佐治恵美子 (1986) 「浜口内閣期の婦人公権問題」『日本史研究』292, 1-25。
- 千本木道子 (1923) 「第三十一回大会記録」『婦人新報』307,33-51。
- 菅原和子 (1994) 「日本の『女性参政権』の成立とその史的背景 (一)」『自治研究』70(4), 97-115。
- 高橋喜久江 (2004) 「矯風会の車の両輪—運動と福祉—」『婦人新報』1248, 9-11。
- XXX (1930) 「婦選の戦線は乱れるか」『婦選』4(6), 10-11。
- (財) 市川房枝記念会蔵・編集・制作 (2005) 『婦人参政関係史資料 I 1918-1946』日本図書センター。

※本研究は日本社会福祉学会第58回秋季大会における発表「久布白落実と婦人参政権獲得運動—1920年代を中心に—」に修正を加え、まとめたものである。

Ochimi Kubushiro and the women's suffrage movement

— Archival research focusing on her essays from the 1920s —

Atsuko Mineyama*

ABSTRACT

Ochimi Kubushiro, a member of the Japan Women's Christian Temperance Union (JWCTU), is one of the female activists who worked toward abolishing the licensed prostitution system in Japan. She said, "Social movements and welfare work together inseparably. We will be able to realize welfare only after we accumulate years of movement." Her words ring true even today. The aim of this paper is to clarify the process in which she came to be interested in the women's suffrage movement, her view of the movement, and her role in the movement. From 1916 to 1918, she sought to have the license of Osaka's Tobita brothel district revoked, but failed. Then between 1917 and 1922, she was involved in the Misawa Chiyono Incident (a case of female trafficking). Through these incidents, she recognized the necessity of power; women's suffrage, and the protection of women's rights. After that, she became the leader of the Women's Suffrage Association in Japan (JWCTU) in 1921, and she visited the United States to research women's suffrage in 1922. After experiencing the Great Kanto Earthquake in 1923, she gathered other female activists in Tokyo, and they were involved in relief operations. One year later, she established the Women's Suffrage League of Japan and was appointed director in charge of general affairs. She cooperated with other prominent female activists in Tokyo bridging differences in religion and ideology. She was a pioneer in building cooperation within the women's suffrage movement in Japan. In 1930, she resigned from her position as director of the Women's Suffrage League of Japan and returned to the JWCTU to enrich the activities of the Women's Suffrage Association in Japan. However, she had already built up a firm foundation for the League and played an important part in the women's suffrage movement.

Key words: Ochimi Kubushiro, women's suffrage movement, the women's suffrage league of Japan

* Doctoral Course Researcher, Graduate School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University